

角田市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成 28 年 1 月 1 日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26 年度の人件費率
27 年度	人 30,429	千円 14,150,113	千円 376,295	千円 2,406,215	% 17.0	% 16.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

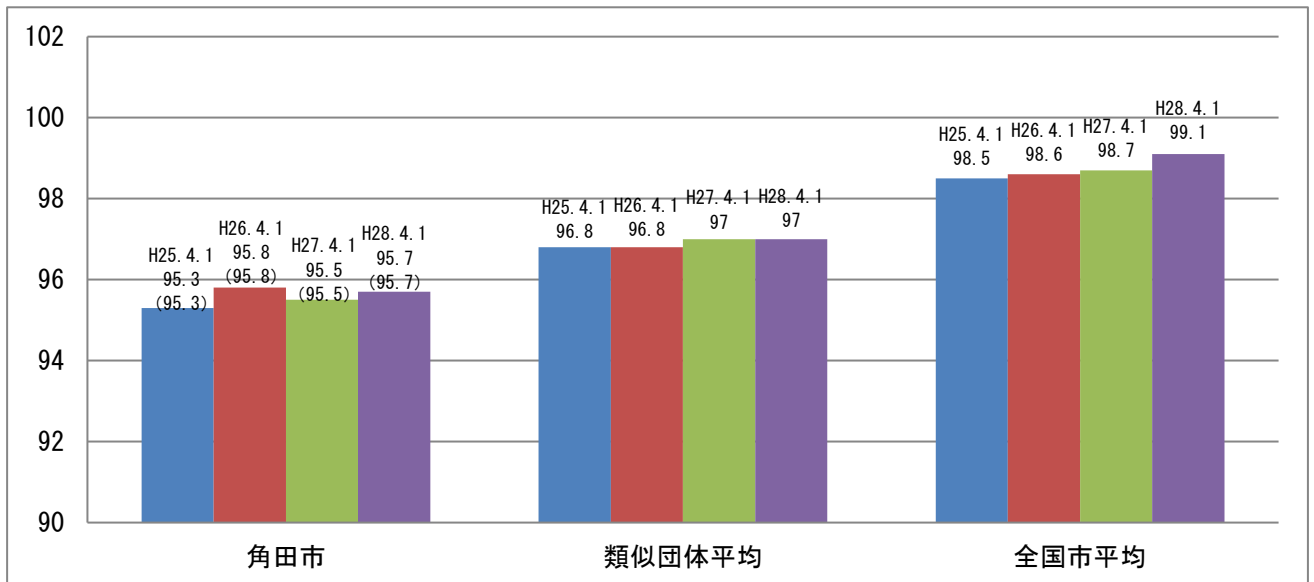
区分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27 年度	人 246	千円 903,862	千円 168,980	千円 336,557	千円 1,409,399	千円 5,729	千円 5,644

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成 27 年 4 月 1 日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

労務職給料表についても、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

(内容) 国と同様に見直しを実施。

支給該当地域に勤務した場合、その支給割合に応じて支給。

(平成27年4月1日実施)

③その他の見直し内容

(内容) 管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

角田市では、平成27年4月1日より角田市独自に管理職手当を10%減額支給。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
角田市	40.1歳	297,090円	357,465円	321,381円
宮城県	42.3歳	321,467円	401,885円	356,741円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	42.4歳	315,946円	372,810円	342,137円

② 技能労務職

区分	公務員				平均給与月額 (国比較ベース)
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	
角田市	50.0歳	9人	304,533円	360,312円	328,867円
宮城県	52.2歳	191人	324,449円	365,851円	348,020円
国	50.4歳	2,876人	287,447円	—円	329,358円
類似団体	50.3歳	21人	296,851円	326,387円	309,072円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区分		角田市	宮城県	国
一般行政職	大学卒	176,700円	184,400円	176,700円
	高校卒	144,600円	149,900円	144,600円
技能労務職	高校卒	142,000円	147,600円	142,000円
	中学卒	126,400円	131,000円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成28年4月1日現在）

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	246,500円	281,000円	331,200円
	高校卒	—	—	283,400円
技能労務職	高校卒	—	—	—
	中学卒	—	—	—

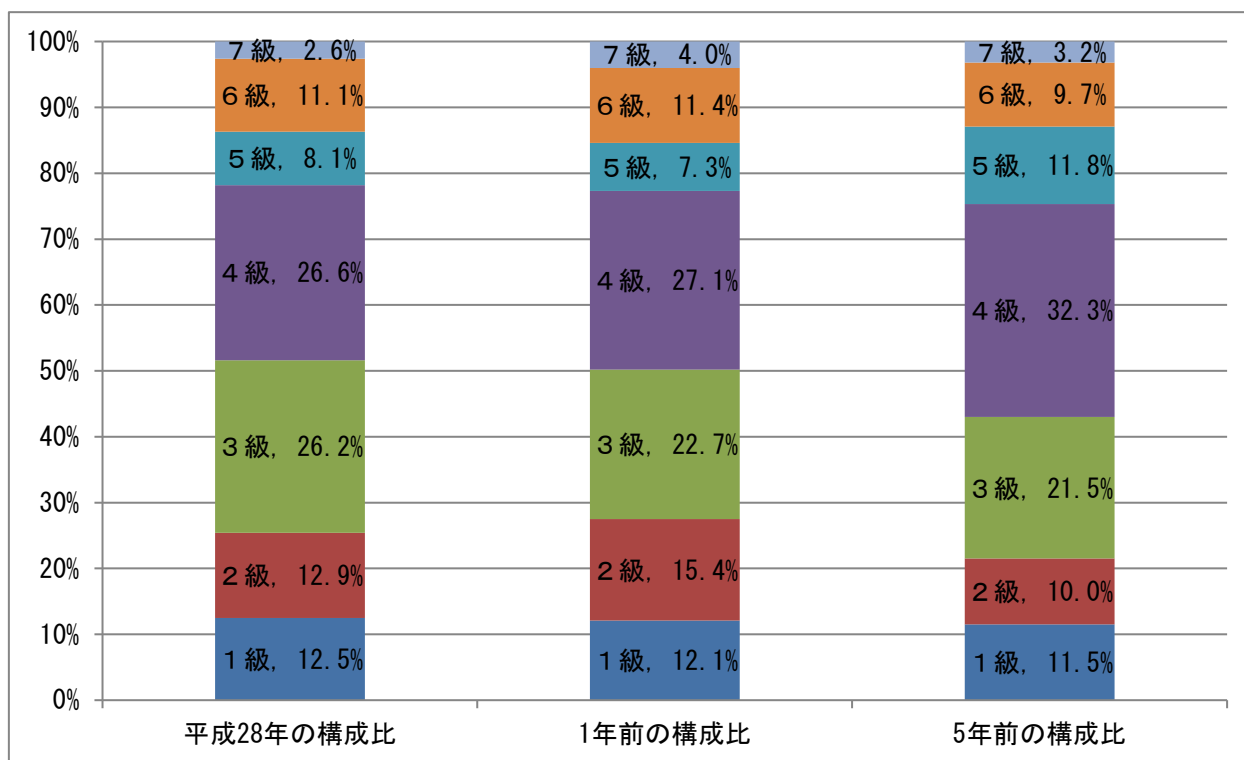
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	定型的な業務を行う職務 (主事、技師)	34人	12.5%	140,100円	246,100円
2級	特に高度な知識又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(主事、技師)	35人	12.9%	190,200円	303,000円
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(係長、主査)	71人	26.2%	226,400円	348,800円
4級	課長補佐の職務または、職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(課長補佐、主幹、副主幹)	72人	26.6%	259,900円	379,800円
5級	困難な業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(課長補佐、主幹)	22人	8.1%	286,200円	391,800円
6級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(部次長、課長、参事)	30人	11.1%	317,000円	409,000円
7級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもの(部長、会計管理者)	7人	2.6%	361,300円	443,700円

(注) 1 角田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成 33 年度		平成 33 年度	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

角 田 市	宮 城 県	国
1 人当たり平均支給額 (27 年度) 1,368 千円	1 人当たり平均支給額 (27 年度) 1,710 千円	—
(27 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(27 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分	(27 年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.60 月分 (1.45) 月分 (0.75) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・ 役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・ 役職加算 5%~20% ・ 管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

平成 28 年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	平成 33 年度		平成 33 年度	

(2) 退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

角 田 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	20.4450 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.4450 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.1450 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.1450 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.3250 月分	49.5900 月分	勤続 35 年	41.3250 月分	49.5900 月分
最高限度額	49.5900 月分	49.5900 月分	最高限度額	49.5900 月分	49.5900 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
(退職時特別昇給 無)					
1 人当たり平均支給額		19,298 千円			

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、27 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（27 年度決算）		151 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（27 年度決算）		150,894 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都のうち特別区	18%	0 人	18%
宮城県のうち多賀城市	10%	0 人	10%
宮城県のうち仙台市・富谷町	6%	1 人	6%
宮城県のうち名取市・利府町	3%	0 人	3%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		95.7% (95.7%)	

(4) 特殊勤務手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（27 年度決算）		— 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（27 年度決算）		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27 年度）		0.0%		
手当の種類（手当数）		8 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27 年度決算)	左記職員に対する支給単 価
防疫業務手当	業務に従事した職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症、伝染病に係る患者の救護作業 ・ 感染症の病原体の処理作業 ・ 在宅の感染症の患者の訪問調査、療養指導 ・ 伝染病菌を有する家畜に対する防疫業務 	—	日額 500 円

不快業務手当	業務に従事した職員	・行旅病死等人の取扱い（外勤）等の業務	—	1件当たり1,000円
		・行旅病の取扱い（外勤）等の業務		1件当たり 500円
		・行旅病死等人の収容等の作業に使用した資材等処理作業		1件当たり 250円
		・非常時に設置した仮設トイレ等のし尿処理又は清掃作業		1件当たり 250円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	84,224千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	342千円
支給実績（26年度決算）	80,780千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	353千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」及び「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 6,500円 ※職員に配偶者がいない場合はそのうち1人について11,000円 ※扶養親族である子のうち、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	—	22,207千円	176,246円
住居手当	借家・借間に居住している職員 7. 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 4. 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円で27,000円を限度	同じ	—	14,643千円	240,049円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
通勤手当	1 交通機関等の利用者の支給限度 55,000円 2 普通自動車等の使用者 7. 普通自動車以外の使用者 使用距離により 2,000円～31,600円 4. 普通自動車の使用者 使用距離により 2,200円～33,000円	一部 異なる	2についての 使用距離区分	12,105千円	60,829円
管理職手当	・部長級 88,500円 ・理事職 77,400円 ・部次長級 72,700円 ・課長級 62,300円 ・参事級 51,900円 ・保育所長等 49,600円 ・保育所長補佐 46,300円 ※上記より10%減額して支給。	異なる	支給額	28,887千円	614,617円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員 月額30,000円 加算額 100km～交通距離に応じ 月額8,000円～70,000円	同じ	—	—	—
休日勤務手当	休日（祝日法による休日、年末年始の休日）において正規の勤務時間中に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額× 135/100×勤務時間数	同じ	—	75千円	10,680円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員 勤務1時間当たりの給与額× 25/100×勤務時間数	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	臨時または緊急の必要により勤務した管理職手当の支給を受ける職員	同じ	—	163千円	6,019円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
	1 週休日または休日等に勤務した場合 6,000円～8,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を越える場合は、その額に150/100を乗じて得た額 2 週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合 3,000円～4,000円				
災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当、 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。)	災害応急対策または災害復旧のため国または他の地方公共団体から派遣された職員が、住所または居所を離れて、市の区域に滞在する場合 滞在する日1日につき 3,970円～6,620円 (滞在期間、施設の利用区分により)	同じ	—	—	—

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 区 町 村 長	740,800円 (926,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 980,000円 / 437,500円	
	副 市 町 村 長	622,200円 (732,000円)	794,000円 / 512,000円	
報 酬	議 長	448,000円	528,000円 / 304,000円	
	副 議 長	377,000円	449,000円 / 264,000円	
	議 員	353,000円	420,000円 / 250,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(27年度支給割合) 3.15月分 3.15月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(27年度支給割合) 3.15月分 3.15月分 3.15月分		
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 町 村 長	(算定方式) 926,000円×在職月数×0.44 732,000円×在職月数×0.26	(1期の手当額) 19,557,120円 9,135,360円	(支給時期) 任期毎 任期毎
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

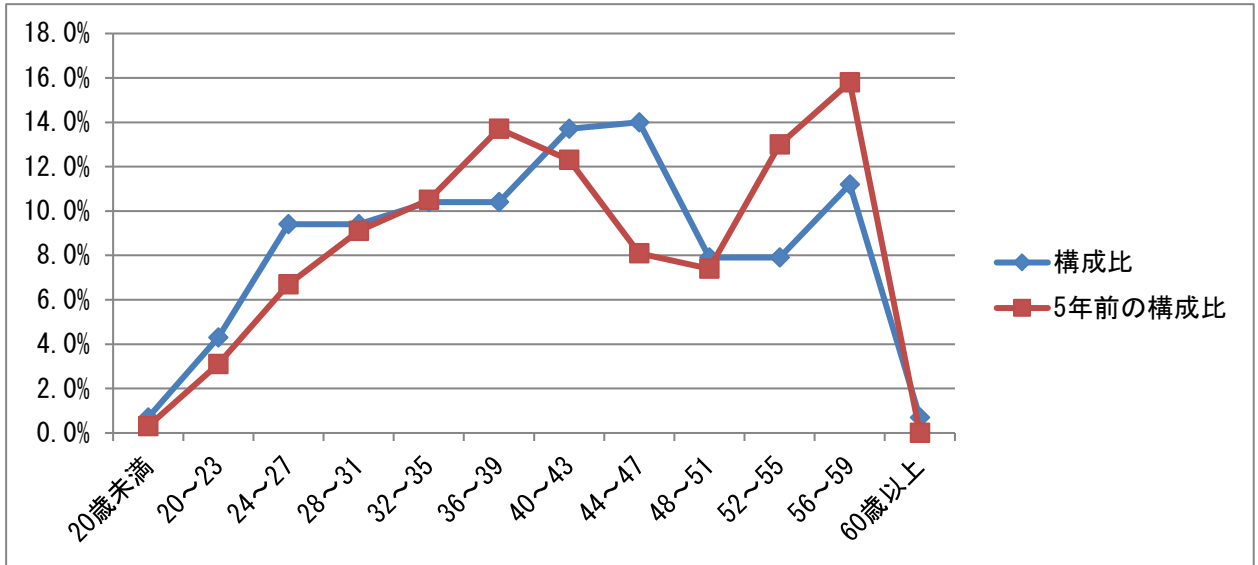
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位：人)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成 27 年	平成 28 年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4		
		総 務	72	71	△1	係統合による減
		税 務	14	15	1	研修派遣による増
		民 生	49	48	△1	欠員不補充による減
		衛 生	22	21	△1	放射線対策業務を再任用
		農 林 水 産	19	18	△1	技術補佐兼務による減
		商 工	9	10	1	ブランド推進係増員による増
		土 木	20	20		
		計	209	207	△2	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 71.00人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 63.54人)
		教 育 部 門	37	37		
	小 計	246	244	△2	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 83.70人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 83.38人)	
公営企業等会計部門	病 院					
	水 道	10	10			
	下 水 道	7	7			
	そ の 他	19	19			
	小 計	36	36			
合 計			282 [366]	280 [366]	△2	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 92.35人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、定数条例の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成 28 年 4 月 1 日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	2人	13人	25人	30人	29人	32人	41人	35人	21人	21人	31人	0人	280人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

部門別	年度							過去5年間の増減数(率)
	23年	24年	25年	26年	27年	28年		
一般行政	211	205	204	207	209	207	▲4 (▲1.9%)	
教育	49	42	41	41	37	37	▲12 (▲24.5%)	
消防								
普通会計計	260	247	245	248	246	244	▲16 (▲6.2%)	
公営企業等会計計	37	39	38	36	36	36	▲1 (▲2.7%)	
総合計	297	286	283	284	282	280	▲17 (▲5.7%)	

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

【水道事業】

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純 損 益 又 は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給 与費比率 B/A	(参考) 26 年度の総費用に占める 職員給与費比率
27 年度	千円 896,142	千円 920	千円 65,273	% 7.3	% 7.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 7,838 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				1 人あたり 給与費 B/A	(参考)水道事業に おける市町村平均 一人あたり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27 年度	人 10	千円 39,861	千円 4,043	千円 15,157	千円 59,061	千円 5,906	千円 6,190

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 28 年 3 月 31 日現在の人数である。

イ 特記事項

平成 27 年 4 月 1 日より角田市独自に管理職手当を 10%減額支給。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
角田市	46.6 歳	332,175 円	492,175 円
団体平均	44.7 歳	346,797 円	514,785 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

角 田 市			角田市（一般行政職）		
1 人あたり平均支給額（27 年度）		1,516 千円	1 人あたり平均支給額（27 年度）		1,368 千円
(27 年度支給割合)	期末手当	勤勉手当	(27 年度支給割合)	期末手当	勤勉手当
	2.60 月分	1.60 月分		2.60 月分	1.60 月分
	(1.45) 月分	(0.75) 月分		(1.45) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
・ 役職加算 5%~15%			・ 役職加算 5%~15%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

角 田 市			角田市（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	20.4450 月分	25.55625 月分	勤続 20 年	20.4450 月分	25.55625 月分
勤続 25 年	29.1450 月分	34.5825 月分	勤続 25 年	29.1450 月分	34.5825 月分
勤続 35 年	41.3250 月分	49.5900 月分	勤続 35 年	41.3250 月分	49.5900 月分
最高限度額	49.5900 月分	49.5900 月分	最高限度額	49.5900 月分	49.5900 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
（退職時特別昇給 無）			（退職時特別昇給 無）		
1 人当たり平均支給額 — 千円			1 人当たり平均支給額 19,298 千円		

（注）退職手当の 1 人当たり平均支給額は、27 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

支給実績（27 年度決算）		— 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（27 年度決算）		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都のうち特別区	18%	0 人	18%
多賀城市	10%	0 人	10%
仙台市・富谷町	6%	0 人	6%
名取市・利府町	3%	0 人	3%

エ 特殊勤務手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

区 分		全 職 種	
支給実績（27 年度決算）		—	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（27 年度決算）		—	
職員全体に占める手当支給職員の割合（27 年度）		—	
手当の種類（手当数）		—	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

オ 時間外勤務手当

支給実績（27 年度決算）	901 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（27 年度決算）	100 千円
支給実績（26 年度決算）	1,480 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（26 年度決算）	211 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27 年度決算）」及び「支給実績（26 年度決算）」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成 28 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (27 年度決算)
扶養手当	<p>1 配偶者 13,000 円</p> <p>2 配偶者以外の扶養親族 6,500 円</p> <p>※職員に配偶者がいない場合はそのうち 1 人について 11,000 円</p> <p>※扶養親族である子のうち、満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子 1 人につき 5,000 円加算</p>	同じ	—	867 千円	173,300 円
住居手当	<p>借家・借間に居住している職員</p> <p>7. 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃 - 12,000 円</p> <p>4. 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 (家賃 - 23,000 円) × 1/2 + 11,000 円で 27,000 円を限度</p>	同じ	—	636 千円	318,000 円
通勤手当	<p>1 交通機関等の利用者の支給限度 55,000 円</p> <p>2 普通自動車等の使用者</p> <p>7. 普通自動車以外の使用者 使用距離により 2,000 円～31,600 円</p> <p>4. 普通自動車の使用者 使用距離により 2,200 円～33,000 円</p>	一部異なる	2 についての使用距離区分	294 千円	36,775 円
管理職手当	<p>・部長級 88,500 円</p> <p>・理事職 77,400 円</p> <p>・部次長級 72,700 円</p> <p>・課長級 62,300 円</p> <p>・参事級 51,900 円</p> <p>・保育所長等 49,600 円</p> <p>・保育所長補佐 46,300 円</p> <p>※上記より 10%減額して支給。</p>	異なる	支給額	1,346 千円	672,840 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員 月額 30,000 円 加算額 100 km～交通距離に応じ月額 8,000 円～70,000 円	同じ	—	—	—
休日勤務手当	休日（祝日法による休日、年末年始の休日）において正規の勤務時間中に勤務した職員 勤務 1 時間当たりの給与額 × 135/100 × 勤務時間数	同じ	—	—	—
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員 勤務 1 時間当たりの給与額 × 25/100 × 勤務時間数	同じ	—	—	—
管理職員特別勤務手当	臨時または緊急の必要により勤務した管理職手当の支給を受ける職員 1 週休日または休日等に勤務した場合 6,000 円～8,000 円 ただし、勤務に従事した時間が 6 時間を越える場合は、その額に 150/100 を乗じて得た額 2 週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間に勤務した場合 3,000 円～4,000 円	同じ	—	—	—